

浜松市水道事業及び下水道事業に係る公金の徴収事務の委託に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）に係る公金の徴収事務（以下「徴収事務」という。）を私人に委託することに関し、必要な事項を定める。

(委託の基準)

第2条 水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、次に掲げる基準に該当する場合に、徴収事務を委託することができる。

- (1) 徴収事務を委託することにより、上下水道事業の収入の確保及び住民の便益の増進に寄与し、上下水道事業の経済性がよりよく発揮されること。
- (2) 徴収事務を委託する者が、委託された徴収事務を遂行するに十分な意思と能力を有する私人で管理者が必要と認める条件を備えているものであること。
- (3) 徴収又は収納された公金の保管が安全であると認められること。

(公金及び委託業務の範囲)

第3条 徴収事務を委託することができる公金は、次に掲げるものとする。

- (1) 浜松市水道事業給水条例（昭和33年浜松市条例第18号）第26条に規定する水道料金
- (2) 浜松市下水道条例（昭和37年浜松市条例第21号）第14条に規定する下水道使用料
- (3) 浜松市農業集落排水処理施設条例（平成12年浜松市条例第56号）第15条に規定する農業集落排水処理施設使用料
- (4) 浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年浜松市条例第32号）第6条に規定する受益者負担金

2 徴収事務を委託することができる事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項各号に掲げる公金（以下これらを「水道料金等」という。）のうち前項第1号から第4号に係る使用水量及び汚水排出量の計量及び認定
- (2) 水道料金等の収納
- (3) 前2号に掲げる事項に附帯する事務

(告示及び公表)

第4条 管理者は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項に規定する告示をするとき、次に掲げる事項を告示し、かつ、水道料金等の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

- (1) 徴収事務の委託を受ける者（以下「受託者」という。）の事務所の所在地及び法人の名称
- (2) 受託者の取り扱う事務の内容
- (3) 委託する期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要があると認める事項

(領収書の交付)

第5条 受託者は、水道料金等の納付を受けたときは、直ちに納入義務者又は納入者に領収書を交付しなければならない。

(収納金の取扱い)

第6条 受託者は、水道料金等を収納したときは、速やかにその内容を示す書類等を管理者に提出するとともに、当該収納金を即日又は翌日(その日が出納取扱金融機関等の休業日に当たるときは、その翌日)に出納員又は浜松市上下水道部会計規程(昭和63年浜松市水道部管理規程第5号)第7条に規定する浜松市上下水道部出納取扱金融機関又は浜松市上下水道部収納取扱金融機関に預け入れなければならない。

(実績の報告)

第7条 受託者は、管理者の指定する期日までに、委託を受ける徴収事務の履行の状況について実績報告書を作成し、管理者に提出しなければならない。

(検査)

第8条 管理者は、委託した徴収事務の履行状況について受託者の帳簿、書類その他の物件の検査を年1回以上行うものとする。

(徴収事務の従事者)

第9条 受託者は、委託を受ける徴収事務に従事させる者(以下「従事者」という。)を事前に書面により管理者に届け出なければならない。

(身分証明書の交付等)

第10条 管理者は、前条の従事者に身分証明書(第1号様式)を交付する。

2 従事者は、徴収事務に従事するときは、身分証明書を常に携帯し、関係人の請求があったときは、直ちにこれを提示しなければならない。

(印鑑届)

第11条 受託者は、徴収事務に使用する印鑑の印影をあらかじめ管理者に届け出なければならない。これを変更するときも、また同様とする。

(個人情報の保護)

第12条 受託者及び受託していた者並びに従事者及び従事していた者(以下「受託者等」という。)は、徴収事務の履行に当たり、浜松市個人情報保護条例(平成16年浜松市条例第28号)に規定する個人情報を取り扱うときは、同条例を遵守しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第11条関係）

身分証明書	
(法人名)	
氏名	
生年月日	
この者は、浜松市水道料金等の徴収業務を受託した者(又は法人の従業員)であることを証します。	
発行	年 月 日
浜松市水道事業及び 下水道事業管理者	印